平成２１年（フ）第５１号
北海道帯広市西15条南15丁目１番地25
破産者　萩原　一宏
１　決定年月日　平成21年９月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２１年（フ）第５２号
北海道帯広市西15条南15丁目１番地25
破産者　萩原　里美
１　決定年月日　平成21年９月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２０年（フ）第２２５号
秋田県湯沢市字祝田139番地３、前住所秋田県湯沢市杉沢字後ヶ沢山10番地９
破産者　佐藤　雄三
１　決定年月日　平成21年９月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第５０９号
秋田市広面字川崎12番地３　コーポ三浦102号
破産者　佐藤　孝悦
１　決定年月日　平成21年９月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２５号
秋田県潟上市天王字追分西１番地24　メゾンＹ＆Ｓ４―201号、住民票上の住所秋田県山本郡三種町鹿渡字腰巡62番地
破産者　古関　克久
１　決定年月日　平成21年９月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２３８号
横浜市保土ケ谷区東川島町25番地18小金井アパート101、開始決定時の住所横浜市保土ケ谷区上菅田町504番地の16
破産者　松木　　勉
１　決定年月日　平成21年９月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２３９号
横浜市保土ケ谷区東川島町25番地18小金井アパート101、開始決定時の住所横浜市保土ケ谷区上菅田町504番地の16
破産者　松木かほる
１　決定年月日　平成21年９月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１１１４号
横浜市旭区白根１丁目13番39号　メイプル白根103号
破産者　藤田　　大
１　決定年月日　平成21年９月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１２４９号
横浜市戸塚区平戸５丁目２番29号
破産者　三浦　明美（旧姓赤波江）
１　決定年月日　平成21年９月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１４３１号
横浜市金沢区富岡東１丁目23番15号
破産者　高橋　久子
１　決定年月日　平成21年９月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１６７号
川崎市宮前区初山２丁目25番16―305号
破産者　渡部　久人
１　決定年月日　平成21年９月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第１６８号
川崎市宮前区初山２丁目25番16―305号
破産者　渡部　信子
１　決定年月日　平成21年９月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第２４９号
川崎市川崎区大島４丁目９番５号
破産者　岩酒　敏子
１　決定年月日　平成21年９月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第２８０号
川崎市高津区久末105番地　吉浜荘103
破産者　岩佐　正義
１　決定年月日　平成21年９月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第２９１号
川崎市幸区南幸町３丁目65番地６
破産者　細谷　三康
１　決定年月日　平成21年９月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第３０９号
川崎市川崎区観音１丁目18番２号　新海荘Ｃ号
破産者　駒井　俊彦
１　決定年月日　平成21年９月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第３４２号
川崎市高津区諏訪１丁目24番17号
破産者　大毛　俊夫
１　決定年月日　平成21年９月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第３４３号
川崎市高津区諏訪１丁目24番17号
破産者　大毛　敬子
１　決定年月日　平成21年９月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第３５４号
川崎市麻生区王禅寺西７丁目18番４―201号市営住宅
破産者　土屋　　定
１　決定年月日　平成21年９月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係